

令和8年8月26日

職員の懲戒処分について

本市職員に対し、懲戒処分を行いましたので、公表します。

本件については、市民の皆様の信頼を損なう行為であり、深くお詫びを申し上げます。今後とも全職員一丸となって全体の奉仕者として、公正な職務の徹底を図って参ります。

記

1 被処分者及び処分内容

所属	役職	処分事由	処分内容
市長部局	主幹級	信用失墜行為	戒告

2 処分日

令和8年8月25日

3 事案の概要及び処分理由

令和7年度に発覚した収賄事件の調査を実施したところ、本来入札案件として発注すべき修繕が、令和5年度及び令和6年度に意図的に少額随意契約として分割して発注されていたこと、また、令和5年度に少額随意契約として施工できるよう、実際の契約名称と異なる名称を用いて他の修繕との間で金額が調整されていたことが判明しました。

当時の上司が主導して行ったものではありませんが、このような不適切な事務が行われたことは、管理職としての問題意識やチェック機能が欠如していました。

また、本調査の結果、合わせて、管理監督責任として令和7年度に発覚した収賄事件の当事者である元課長の当時の上司2名に対して口頭厳重注意を行い、不適切な事務が行われた令和5年度又は令和6年度の当時の部下2名に対して文書厳重注意を行いました。